

No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成20年12月9日

1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	平 野 龍 司	議員
3番	山 田 英 明	議員	4番	近 藤 郁 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	三 浦 桂 司	議員
7番	石 橋 敏 明	議員	8番	平 野 敬 祐	議員
9番	安 井 明	議員	10番	杉 浦 光 男	議員
11番	一 色 美智子	議員	12番	松 山 廣 見	議員
13番	前 山 美恵子	議員	14番	榊 原 杏 子	議員
15番	山 盛 左千江	議員	16番	堀 田 勝 司	議員
17番	坂 下 勝 保	議員	18番	矢 野 清 實	議員
19番	月 岡 修 一	議員	20番	石 川 清 康	議員
21番	村 山 金 敏	議員	22番	伊 藤 清	議員

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	神 谷 清 貴 君	議事課長	樋 口 克 紀 君
議事課長補佐	成 田 宏 君	庶務担当係長	深 谷 義 己 君
兼議事担当係長			

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副 市 長	石 川 源 一 君
教 育 長	後 藤 学 君	企画部長	宮 田 恒 治 君
総務部長	山 本 末 富 君	市民部長	竹 原 寿 美 雄 君
健康福祉部長	濱 嶋 義 和 君	経済建設部長	山 崎 力 君
会計管理者	佐 藤 政 光 君	消 防 長	近 藤 和 則 君
教育部長	野 田 誠 君	市民部次長	柴 田 二 三 夫 君
		兼環境課長	
健康福祉部次長	畑 中 則 雄 君	健康福祉部次長	神 谷 巳 代 志 君

兼高齢者福祉課長

経済建設部次長 前野宏光君

企画政策課長 横山孝三君

監査委員事務局長 高橋芳行君

兼保険年金課長

経済建設部次長 三冶金行君

兼都市計画課長

総務課長 荒川恭一君

5. 議事日程

(1) 議案質疑・委員会付託

議案第 64 号 豊明市安心と安全な防犯まちづくり条例の制定について

議案第 65 号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議案第 66 号 豊明市税条例等の一部改正について

議案第 67 号 豊明市都市計画税条例の一部改正について

議案第 68 号 豊明市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

議案第 69 号 豊明市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

議案第 70 号 豊明市心身障害者医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第 71 号 豊明市国民健康保険条例の一部改正について

議案第 72 号 豊明市介護保険条例の一部改正について

議案第 73 号 東部知多衛生組合同規約の一部改正について

議案第 74 号 平成 20 年度豊明市一般会計補正予算(第3号)について

議案第 75 号 平成 20 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

議案第 76 号 平成 20 年度豊明市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第 77 号 平成 20 年度豊明市農村集落家庭排水施設特別会計補正予算(第1号)について

議案第 78 号 平成 20 年度豊明市介護保険特別会計補正予算(第2号)について

議案第 79 号 平成 20 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

6. 本日の会議に付した案件

議事日程に同じ

午前10時開議

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 22 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、議案質疑・委員会付託に入ります。

議案第 64 号から議案第 79 号までの 16 議案を一括議題といたします。

初めに、議案第 64 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.3 ○13番(前山美恵子議員)

安心と安全なまちづくり条例なんですけれども、この条例化を今、出された自治体が、長久手、豊明、東郷、日進というふうにお聞きをしておりますが、まず、条例化をされるこの経緯というか、背景についてお答えをいただきたいと思います。

それから、もともと防犯のまちづくりというのは、やはり県、市、警察の責務が一番であります。ここに書かれておりますのは、市民と事業者の役割というか、責務が入っております。これがここに盛り込まれたいきさつというか、理由についてお聞かせをいただきたいと思います。

No.4 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.5 ○市民部長(竹原寿美雄君)

1点目の、今条例を提案させていただいた背景というものでありますが、まず、この条例につきましては、県から要請があったということもありますので、まず県のほうの状況を申し上げますと、愛知県は、平成 18 年3月に制定をいたしました「あいち地域安全緊急3か年戦略」というものを展開しております。この最終年度となります今年度の戦略の目標であります刑法犯認知件数毎年1万件以上の減少に向けた取り組みを展開しております。

また、この戦略は、県内市町村における安全なまちづくり条例の制定の促進も取り組み目標というふうにされております。

そうした中で、本市におきましても、安全なまちづくりの推進に当たってはさまざまな施策が考えられるところではありますが、安心と安全な防犯まちづくり条例の制定が有効的なものの一つと考えました。

なお、こうした防犯まちづくりの条例は、現在、県内 35 市のうち 22 市が既に制定済みであります。今、議員がおっしゃられましたように、今議会、この 12 月議会にも、旧愛知郡の 2 市 2 町が同様の防犯まちづくり条例を提案をさせていただいている状況であります。

なお、本条例案につきましては、県から示されました条例のモデル案の取り組みの趣旨に沿って、愛知県及び愛知県警察本部が協力して作成したものを参考に、先進都市の条例と、それから本市の考え方を踏まえて作成をさせていただきました。

以上が、背景でございます。

それから、本条例の中に市民と事業者の役割がなぜ入っているのか、本来、市、県、警察がやるべきものではないかということでございます。

おっしゃられるとおりに、そういうことではあります、防犯につきましては、行政、それから市民、事業者、それぞれが一体になって進めることが大切だということで認識をしております。

まず、市民の方の役割を入れたことにつきましては、役割というものの考え方ですが、役割の解釈ですが、その人の地位や職務に応じて期待される事項、または遂行している働きというようなことで、期待される事項として上げさせていただいております。

具体的には、この住民の役割はどういうものかと言っていると申し上げますと、まずは大きな項目で言いますと、みずからの安全確保、みずから自分たちは自分たちで守るんだという弱者の立場で、そうした防犯に関心を持ってもらうこと、また、防犯活動の意識を持ってもらうことであります。

このみずからの安全確保につきましては、具体的にはどういうことを期待させていただいているかといいますと、例えば空き巣被害の防止のための補助錠をつけていただいたり、それからひったくり防止のためのバッグを持つ位置、通り沿いには持たないとか、そういったような自分自身でできる防犯活動への意識を持っていただく。

それから、さらに市民の役割としまして、地域の連携、住民同士の連携、連帯性が高い地域には犯罪が起こりにくいというようなことがあります。そういうことを認識していただけるということ。

それから最後には、自主的な防犯活動を推進し、県、それから警察が行う防犯まちづくりの施策への協力とともに参加をしていただくと、そんなようなことを担っていただきたい、そうした防犯意識を持っていただきたいという意味で、市民の役割というものを条例の一文として上げさせていただきました。

さらには、事業者の役割ですが、この事業者についても、市民とほぼ同様な考え方ではありますが、これもみずからを守る、例えば事務所荒らしや金庫破り等の犯罪が発生しないような対策、具体的には、夜間の不審者の侵入を防ぐような照明をすとか、不審者が容易に侵入でき得ないような施錠の措置をとるとか、そうした防衛手段、自衛手段を講じていただけるということを期待しまして、この条例のほうに上げさせていただきました。

以上であります。

No.6 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.7 ○13番(前山美恵子議員)

背景と、それから市民の役割、事業者の役割をお話をしていただいたんですが、これはわざわざ条例化しなくても、日ごろ私たちが今、気をつけていることなので、これがわざわざ書く必要があったのかということで、これについては、県とかそれから警察、この2市2町ですと愛知署ですか、そこから書く必要があるとマニュアルが示されていると思うんですけども、そういう中に盛り込むようにという要請があったのか、ここら辺はお答えできるでしょうか。

それから、市民の役割とかそれから事業者の役割、推進すること、それから協力することとかというふうに書かれておりますが、これから普通の生活をしていて、今、防犯に気をつけている生活はだれでもしますよね。泥棒に遭いたくないと思うからちゃんと気をつけますよね。

これをわざわざ「推進をすること」とか、「協力をすること」ということで押さえがされているわけですけども、これをするかどうかということで、当然、条例化されているとチェックが入るのかないのか、監視が入るのかないのかということについてお聞かせをいただきたいと思います。

No.8 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.9 ○市民部長(竹原寿美雄君)

市民の役割、事業者の役割をこの条例の案で上げさせていただきましたが、これが、県のほうから要請がされた内容であるかどうかというお尋ねが1点目ではありますが、先ほど、冒頭の背景で申し上げましたけれども、愛知県と警察本部が合同でつくりました条例の案というのがあります。それをもとに今回、この条例案を作成させていただきましたが、あくまでも県から送られた案については、これはあくまでも案であるので、それぞれの市町、市町村の実情に応じた文言、条文でつくっていただきたいというような添え書きがございました。

ということで、本市におきましても、その案を参考に、それから他市町、先進の22都市がもう既に条例づくりが終わっております。それを参考にさせていただきました。

それから、本市で特に力を入れていきたい「児童等の安全の確保等」というような条文も

盛り込まさせていただきました。

ということであります。

それから2点目ですが、今回の条例制定について何か市民に対する規制、監視があるかというようなご質問であります。

先ほど市民、事業者の役割のところでも少し説明させていただきましたが、あくまでもこれは市民の方、事業者の方に意識を持っていただくと、防犯に対する意識を持っていただいて、そうした自己防衛がしていただけるということをあくまでも期待をするという意味で、ご質問のような趣旨の規制だとか監視というものは行いません。

以上であります。

No.10 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

前山美恵子議員。

No.11 ○13番(前山美恵子議員)

あくまでも監視は行わないという前提に立って、最後のページの8条の2項のところに、市民の生活の安全を確保するため必要と認められる施策を実施することができる。先ほど、警察などと協力をしていただいて、施策についてはこれからつくっていくことができるようなことが言われたんですけども、何度も言いますように、こういう施策をつくるということによって、これによってやっているかやってないか、やはりチェックとか監視とかそういうこと、それから強制力が伴ってくるのではないかと懸念をされるんですけども、この点についてはどうでしょうか。

No.12 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

竹原市民部長。

No.13 ○市民部長(竹原寿美雄君)

今後進める施策のご質問をいただきました。

本市は、今回この条例を上げさせていただくに当たりまして、同時に進めていこうという施策を考えさせていただきました。

具体的には、ご要望をいただいておりますけれども、防犯カメラを試験的につけていきたいというような意向があります。

それからそのほかには、新聞販売店の方の協力をいただきまして、協定を締結させていただきまして、新聞販売用の自転車、それからバイク等に防犯監視のプレートをつけてい

ただきまして、新聞を配達する朝の人けがないとき、それから夕刊をお配りになるときは児童が下校をする時間にちょうどはまります。そうしたことで、その販売店の方にその監視も兼ねていただくというような話も既に進めておりまして、おおむね了解をいただいております。

それから、本市の一つの問題であります「ひかりの輪」の対策の関係につきましても、「ひかりの輪」の地元の協議会をつくっていただいた折には、財政的な支援もしていきたいというようなことも考えております。

以上です。

No.14 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.15 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 64 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 65 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.16 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 65 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 66 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

前山美恵子議員。

No.17 ○13番(前山美恵子議員)

ここの中で1点だけ、前納報奨金が 22 年から廃止ですので、これの廃止される額を教えてくださいということと、それから、この理由がコンビニ収納ということですので、コンビニは、いろいろ買物の、収納はわりと守秘義務が発生しないというか、今回、扱うのは税金のほうですので、その所得とか財産とかのさまざまな状況がわかるわけです。その守秘義務の対策をどういうふうにとられているのか、ちょっとお聞かせください。

No.18 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

山本総務部長。

No.19 ○総務部長(山本末富君)

前納報奨金のまず金額のほうからご回答申し上げます。

前納報奨金の対象となっています税目は、固定資産税と市民税の2税でございます、合計で4,600万円。

それから、コンビニの守秘義務のほうは、こちらのほうは、コンビニ協会との協定締結になります。その中でそういった守秘義務も文言を盛り込みまして、そういった守秘義務を徹底すると、そういうことで進んでいきます。

以上で終わります。

No.20 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.21 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第66号の質疑を終わります。

続いて、議案第67号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.22 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第67号の質疑を終わります。

続いて、議案第68号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.23 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第68号の質疑を終わります。

続いて、議案第69号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.24 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第69号の質疑を終わります。

続いて、議案第 70 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.25 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 70 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 71 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.26 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 71 号の質疑を終わります。
続いて、議案第 72 号について質疑をお受けいたします。
質疑のある方は挙手を願います。
前山美恵子議員。

No.27 ○13番(前山美恵子議員)

介護保険料は、年金が支給されたときに引き落としを2カ月分するわけですが、今度からは、国保税と同じように7月から8回毎月ですので、年金が支給されてないときも毎月落ちていくわけです。

ですから、高齢者の方ですので、ちょっと生活が圧迫されるというか、残された生活資金がないとか、そういう問題も発生してくるのではないかなと思うんですけれども、その点についての相談体制とか、それから高齢者への配慮については、対策は打たれているんでしょうか。お願いします。

No.28 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
畑中健康福祉部次長。

No.29 ○健康福祉部次長(畑中則雄君)

現在も、低所得の方につきましては、分納に応じるなど、個別相談をさせていただいております。

特に、今回の暫定賦課の廃止につきましては、今、議員も言われたように、滞納というのは給付制限にもつながりますので、まず第一には、事前PRとあわせて、相談体制につきましてはより配慮をさせていただくということでございます。

以上です。

No.30 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.31 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 72 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 73 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.32 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 73 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 74 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

榊原杏子議員。

No.33 ○14番(榊原杏子議員)

本会議でお聞きをしたいことは、電算関係システム改修費の費用についてお聞きをしたいんですけども、今回の補正に関しては、12 ページの下段のほうで、介護保険の繰り出しの中に2件のシステム改修費が含まれています。それから、14 ページの中段あたりの後期高齢者のほうの繰出金にも、システム改修の費用が含まれております。

この3件について、こういったシステムの改修等の発注をするときには、情報システム課のほうで、専門職の方も入っていただいてチェックをしてという格好ですようになったはずですけども、今回のこの3件それぞれについては、どのように情報システム課がかかわってこの見積もりというか、予算の計上になったかを教えていただきたいんですけど、よろしく願いいたします。

No.34 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.35 ○企画部長(宮田恒治君)

電算システムの変更につきましては、担当課と、それから情報システム課とそれからシ

システムアドバイザー、この方を入れまして、今後のシステム変更の方針をここで決めていきます。

これまでの実績としても、見積額から削減した効果がありますので、今後もこうした見積額については検討していく予定であります。

以上で終わります。

No.36 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.37 ○14番(榊原杏子議員)

これまでのことを聞いているのではなくて、今回のこの予算計上された3件については、どのようにチェックをされましたかというふうにお聞きしているんですけども、お答えをいただきたいんですが。

具体的にその削減効果、今までのように今回のものも上がったものがあればお示しいただきたいですし、それから、見積もりを複数からとるようにするですとか、そういう工夫の面でもされたことがあればお聞きしたい。

それから、他市等も同じ状況にあって改正をされるというものもあるわけですので、参考にして情報収集をされたとか、そういう部分についてもお知らせをいただきたい。

さらに、先ほどの議案の中で、介護保険の6回から8回というやつは、2年前に国保でも同じような改正をしているわけですので、そのときの費用と比べてどういうふうになるようになどの、検討の経過と結果を教えてくださいいただきたいんですが、よろしく願いいたします。

No.38 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

宮田企画部長。

No.39 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、見積もりは複数からとったということの質問ですけども、今回のやつは、前システムの変更でありますので、ほとんどは多分、随契になっていくと思いますので、複数者から見積もりはとっておりません。

それから、過去の実績ですけども、システムの更新等につきましては、随契であったものを入札に切りかえたこともあります。

それから、6回から8回にしたシステムの内容についても、今後も、前回のことを参考にしながら見積書の内容を精査していきます。

それから、今回の見積もりの内容につきましては、まだシステムの内容について一部分精査されていない部分がありますので、入札までには見積もりの内容、仕様書をこれから検討していきます。

以上で終わります。

No.40 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.41 ○14番(榊原杏子議員)

今回のものは今後もということでしたので、まだやっていないということかなと思いましたが、けれども、さっきもお聞きしたんですけれども、他市との横の比較というか、改正についての検討はされましたでしょうか。

されてないのであれば、今後されますでしょうか。

決算のときに、2市1町の情報化推進研究会というものも立ち上げてやっているというふうにも報告をされていまして、そういったところでの情報収集等はされたか、これからされるかどうかというのをお聞きしたいのと、それから、一番最後の財調の積み立てについて、2億円という額に今回なりましたけれども、減ってきているということだと思いますけれども、ここのところの推移というか、ちょっと状況についてお知らせをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

No.42 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.43 ○健康福祉部長(濱島義和君)

他市との比較のご質問でございますけれども、補正予算の12ページの一番下の下段の事務費繰出金の部分でございます。この1,000万のうち90%は来期介護保険の第4期のシステム改修の部分でありまして、一つには料金改正の部分、そしてもう一つは認定審査会のシステム改修でありまして、補正予算計上時点では、まだ国の細かい方針が何ら決まっておりませんでしたものですから、こういった金額を計上させていただきました。

来期になりますと、当然、他市の同じシステムのところについては情報収集をしたいと、このように考えております。

終わります。

No.44 ○議長(堀田勝司議員)

山本総務部長。

No.45 ○総務部長(山本末富君)

それでは、私のほうからは、財政調整基金の推移の関係でございますけれども、今回、20年度の当初予算で財調の取り崩しは4億7,000万円を計上いたしました。それで今回、補正の残りといえますか、積み立ての方が約2億円でございます。結果、残高が3億7,496万8,000円となります。

ただ、今までの財調の推移を申し上げますと、18年度末が約9億1,000万円、19年度末が6億4,000万円、これで20年度末が3億7,000万円と大幅に減少しております。これは、毎年取り崩す金額よりも積み立てる金額が少ない結果で、残額が減少するということでございます。

それで、今回の残額の3億7,000万というのは、20年度の当初の4億7,000万円と比較しても、もう既に1億円減少ということですので、今年の当初の取り崩し額4億7,000万円よりは既にそれを下回る金額しか来年は取り崩しができないと、そういうような状況からいって、こちらのほうも危機的な状況、そういうようなことが言えると思います。

以上で終わります。

No.46 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.47 ○15番(山盛左千江議員)

私は、人件費に関係する部分について質問させていただきたいと思います。

まず、3款の民生費、社会福祉総務費で2名の増、清掃総務費で2名の増、それから8款の土木費で都市計画人件費が3名の減、10款の教育費については1名の増、一般会計についてはそれだけの増減があります。介護保険についても1名増がありますが、これだけ別でやるのも何なので、もしお答えいただければ、あわせて答えていただけるとありがたいと思います。

それぞれについて、増員、減員の理由、それから所属先についてお示しいただきたいと思っております。

さらに、民生費については、保育園費の中で育休の1,257万円の減額があります。その育休の方の人数を教えてくださいたいと思います。お願いします。

No.48 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。
宮田企画部長。

No.49 ○企画部長(宮田恒治君)

まず、人件費の総論でお答えしたいと思います。

当初予算からこの4月の段階で職員の人事異動をかけましたので、その分によってそれぞれ不足する款が出てきましたので、今回、人件費総額の中で不足する分を調整いたしましたので、必ずしも職員の数では調整をしておりますので、数のプラスマイナスだけでは合っておりません。

以上で終わります。

No.50 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.51 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

2点目の、20年度の育休の人数ということですが、20年度、保育園の育休の人数は9名でございます。

終わります。

No.52 ○議長(堀田勝司議員)

野田教育部長。

No.53 ○教育部長(野田 誠君)

では、それぞれということですので、24ページの社会教育人件費1名増につきましては、所属先が南部公民館です。

理由につきましては、冒頭に企画部長が答えられましたので、省略させていただきます。

以上です。

No.54 ○議長(堀田勝司議員)

山崎経済建設部長。

No.55 ○経済建設部長(山崎 力君)

それでは、20ページのほうの8款 土木費の人件費でございますが、これは、機構改革によりまして下水道課と都市計画課が一緒になりましたので、都市計画課ということで3名の減をしたものでございます。

終わります。

No.56 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.57 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

12ページの社会福祉人件費 1,257万円の増でございますけれども、2名の増員分でございます。

それから、14ページの一番下の下段、保育人件費につきましては、先ほど申し上げました育休の予算のうちから、金額にしますと2.5人分の予算であります。

終わります。

No.58 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.59 ○市民部長(竹原寿美雄君)

それでは私のほうは、清掃人件費、18ページになります。

4款 衛生費の2項 清掃費の中の清掃人件費であります。1名は、本庁の有機循環のほうに配置をしました。それからもう1名は、清掃事務所のほうであります。

以上です。

No.60 ○議長(堀田勝司議員)

濱嶋健康福祉部長。

No.61 ○健康福祉部長(濱嶋義和君)

大変申しわけございません。介護保険のほう、答弁漏れがございますのでお答えいたします。

12ページの職員給与費等繰出金 311万8,000円の補正増でございますけれども、包括支援センターに1名増員の部分の人件費でございます。

終わります。

No.62 ○議長(堀田勝司議員)

竹原市民部長。

No.63 ○市民部長(竹原寿美雄君)

失礼しました。答弁漏れでございます。

戸籍のほうのご質問をいただきましたようですので、12 ページになります。

2款 総務費の3項 戸籍住民基本台帳費の中の戸籍住民人件費1名減につきましては、課長補佐職と係長が兼務になったという理由であります。

以上です。

No.64 ○議長(堀田勝司議員)

一通り答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.65 ○15番(山盛左千江議員)

それぞれの増員の箇所については確認ができました。

保育園費の育休の9人分ですけれども、その9人分については、代替保育士が見つからずに、ぎりぎりまで大変苦労した、あるいはお休みに入られる月に間に合わずに、1カ月とか数日遅れてやっと配置されたというような現場の声も聞いておりますが、代替保育士とのスムーズな移行というのはできたのでしょうか。現状についてご説明いただきたいと思っております。

それから、南部公民館への1名の配置でありますけれども、平成19年度の補正についても、補正対応で正規職員を配置いたしました。20年度はどういう立場の方を雇用する、あるいは配置するつもりで予算計上されて、それがどういう理由で正職に変わったのでしょうか、その説明をいただきたいと思っております。お願いします。

No.66 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱瀧健康福祉部長。

No.67 ○健康福祉部長(濱瀧義和君)

育休職員と臨時保育士のスムーズな移行というご質問でございます。

確かに、スムーズにしている園といかない園がございました。1~2園スムーズに即、見つからずに遅れたという園もございます。そうした場合には、最大1カ月でしたので、園長以下職員に頑張っていただきました。

終わります。

No.68 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.69 ○企画部長(宮田恒治君)

それでは、2点目の南部公民館の正職に変わった理由についてお尋ねでしたので、それにお答えしたいと思います。

市の雇用形態は、正規職員のほかに、それから再任用者でありますとか非常勤職員、こういった方たちも一緒に雇用しています。職員の異動に際しましては、こうした雇用形態も考えながら異動をかけていきますので、必ずしも職員の配置が一定ではなく、変わることもあるということをご了解いただきたいと思います。

以上で終わります。

No.70 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.71 ○15番(山盛左千江議員)

スムーズな移行ができなかった園があったということですけど、その理由についてどのようにとらえていらっしゃるかお願いいたします。

それから、今の南部公民館の件ですけれども、正職か再任用か非常勤かは、職員のその異動の中で考えるということですが、それぞれのどの職場に、あるいはどのポジションに正職が必要なのか、臨時職員が必要なのか、あるいは再任用なのかを十分検討した上で、配置するなり予算化する、そういうことで今まで答弁を聞いていたように思います。

人にあわせて職場を選ぶのか、それとも職場に必要な人をつけるのか、その辺のところが大変あいまいですので、もう一度、確認したいと思います。お願いします。

No.72 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

濱島健康福祉部長。

No.73 ○健康福祉部長(濱島義和君)

理由はというご質問ですけれども、臨時職員につきましては、現在、登録制で運用をしております。そして、担当のほうから個々に当たります。「2～3日考えさせてほしい」ということで、そういった部分でなかなか快諾が得られなくて延びてしまったというのが現状であります。

終わります。

No.74 ○議長(堀田勝司議員)

宮田企画部長。

No.75 ○企画部長(宮田恒治君)

先ほど申しましたとおり、職員の異動につきましても、それぞれ雇用形態も含めて考えていきますので、人事異動の中で含めて考えていっておりますので、今後もこうした方針で適正配置に努めていきたいと思っております。

以上で終わります。

No.76 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

(進行の声あり)

No.77 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 74 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 75 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.78 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 75 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 76 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.79 ○15番(山盛左千江議員)

4ページの下水道使用料調定収納管理システムプログラム変更委託事業の債務負担行為ですけれども、この事業内容について説明いただきたいと思えます。

それから、これは水道企業団のほうで委託先などを選んだりしているのでしょうか。市がどの程度この事業費に関してかかわれるというか、協議されるのか、その点についても説明をいただきたいと思えます。

それから、8ページの長期債の元金繰上償還1億 1,900 万円余ですけれども、6月のときの繰上償還のときには、公債費、いわゆる借りるお金と繰上償還の額が同額だったんですけれども、今回はその金額が違います。

6ページのところの市債の下水道事業の借換債、これは1億600万ですが、8ページのところは1億1,972万7,000円になっているものですから、この金額の違いについて、何件で幾らで、例えば借りかえないものがその中に含まれているのではないかと思うものですから、その辺の説明をしていただきたいと思います。お願いします。

No.80 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.81 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず1点目の、下水道の債務負担行為の追加の補正ですけれども、これにつきましての内容につきましては、まずプログラムの改修を行いながらシステムのテストを行います。そういう中のテストの構築をし、パターンテスト、また実検針のデータのテストを行ったり、その後本番の作業移行、また、本番作業移行後の検証などをさせていただく内容でございます。

それから、こちらにつきましての発注につきましては、当市のほうで発注をさせていただく内容でございます。

それから、債務負担行為の公債費のほうの1億1,972万7,000円というような内訳の話というふうに思われますけれども、この内容につきましては、現在の補正をさせていただくのは、6件のうち2件につきましては、金額が少ないというようなことで償還をさせていただく。4件につきましては、借換債を借りて繰上償還をさせていただくということでございまして、その合計につきましては1億1,650万強に今回の補正のお願いをさせていただきます。

その中で、今回この1億1,600万と1億1,900万の違いというようなことのお尋ねというふうに思われますけれども、これにつきましては、6月の補正をさせていただいたときの公債費の元金の償還をする必要があるものが300万強ありますということと合わせまして、1億1,900万強になります。

以上です。

No.82 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.83 ○15番(山盛左千江議員)

債務負担行為のほうですけれども、発注者は豊明市ということですが、業者の選定とかそういうのも本市でできるんでしょうか。中部水道企業団との協議だとか、そういったことに

ついてもう少し説明をしていただきたいと思います。

それから、そうすると今の説明ですと、検針のテストとかそういったものも含まれているようですが、プログラム変更委託事業の中に何本分の事業が入っているのでしょうか。

それから、料金が変わることによるシステム改修も含まれるんですね。それについては、そのうちの幾らなのか。

また、その部分については、情報推進課のほうの専門員との調整とか話し合いとか、そういったものも十分行われてこの金額が示されたのでしょうか。

お願いいたします。

No.84 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.85 ○経済建設部次長(三治金行君)

まず、発注内容につきましては、市のほうが選定をさせていただいて発注をさせていただくということでございます。

現在やっているプログラムのシステムでありますので、現在、その業者の見積もりをいただきながら、システム課のほうと精査をしながら調整をさせていただいたということでございます。

それから、データとかそういう内容につきましては、データテストにつきましては、まずは奇数月、偶数月というような徴収方法がございますので、これらを合わせまして約1万7,000件ぐらいのデータを収集して進めさせていただく。これにつきましては、水の量に基づきました新料金の試算の結果を検証していくものでございます。

それから、パターンもいろいろございまして、下水道の発生するパターンにつきましては、下水道区域におきましても、流域下水道の公共下水道と、それから農集排の下水道の区域がございますので、これらについてなおかつ上水、水だけでやっている家庭だとか、それから併用でやっている家庭というようないろいろなパターンがございますので、こういうパターンテストにつきましても、約1万4,000件ほどのパターンテストの中で整理をさせていただくような今回の委託内容になっております。

以上です。

No.86 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.87 ○14番(榊原杏子議員)

繰上償還の件についてお聞きをしますけれども、今年度予定されていたものは、これですべて予定どおり認められたということでしょうか。

それから、先ほどの答弁の中で、6月の分が300万円というようなお答えがあったかと思いますが、ちょっとよくわからないので説明をしていただけたらと思うんですが、6件のうち2件は、少額なのでこれは償還をしてしまうというのが、一般財源の分の1,372万円ということでしょうか。

それから、財政健全化計画は再提出をされる予定であるということをお聞きをしておりましたけれども、再提出した内容が認められたということで今回の償還が認められたという流れなのか、そうではなくて、もとの予定のとおりということであったのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思いますので、お願いします。

No.88 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.89 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、1点目の300万ぐらいの6月補正に関するということでございますけれども、これにつきましては、6月補正の中で新たに発生する償還分、それから当初から計画のある償還分、さらには一括で払う償還分等の増減をさせていただいた時点で、300万強の必要性が生じております。

それから12月補正、今回お願いしている部分につきましては、2本分につきましては1,030万強でございますけれども、それから残りの6本の償還分につきましては、1億610万強でございますけれども、そのうち1億600万円を起債させていただいております。その残りの端数についてを償還させていただくということの合計が1,050万強ということになります。

それから、今回すべてかどうかということでございますけれども、今回の20年度につきましては、すべて申請をさせていただいております、それが承認をされたということで、すべてでございます。

それから、財政計画につきましては、新たに申請をさせていただいております、当初の計画と同じ内容のもの申請をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

No.90 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

山盛左千江議員。

No.91 ○15番(山盛左千江議員)

今の財政健全化計画の出し直しなんですけど、前回と同じ内容のものを提出したと言われたんですが、今回、値上げが確定しまして、当初の計画と時期も金額も多少ずれてきたと思うんですけども、それをもとにして再提出されて、それが認められて今回の借換償還になったのか。それとも、一番最初に出された健全化計画の一環として今回の借換償還も認められたのか。その辺のところを確認したくて聞いたんですけど、内容が同じだったら出し直す必要もないし、当然、このタイミングでしたら、新しい健全化計画が認められた上での償還かと思ったものですから、すみません、その辺をきちっともう一回説明していただきたいのでお願いします。

それから、先ほどお伺いしました料金の管理システムの件ですが、全部で何件なのかということについての答弁がないので、何件分がこの500万円余なのかをお願いします。

それと、発注は本市で行うということですが、今まで水道企業団が契約していたところとうちが契約するんですよね。だから相見積もりをとったりとか、他と比較したりということはできなくて、多分、その業者さんから金額が提示されていると思うんですけども、その金額について、システム改修についてはシステムの課のほうと調整ができますが、そのほかの人件費に関係する部分については、都市計画課のほうと企業団、あるいは発注者企業と協議する必要があるんですけども、そういったことは十分行われたのかどうかということをお聞きしたかったので、お願いいたします。

No.92 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.93 ○経済建設部次長(三冶金行君)

まず、見積もりのシステムということですが、これにつきましては、情報推進課のほうと、見積もりの内容についてはすべて調整をしながら、見積もりを調整させていただいているところでございます。

それから、システムの管理の件数でございますけれども、先ほど申しましたように、システムの委託につきましては、まずプログラムの改修をさせていただきながら、システムのテストを行います。

これにつきましては、先ほど申しましたように、まずパターンテストでございますけれども、全下水道区域の流域下水道と農集排すべての中の約1,400件ぐらいを抽出しまして、その中で検証させていただくようになっております。

それから、データのテストでございますけれども、これにつきましても、奇数月、偶数月ございまして、合わせまして約1,700件ほどのデータを抽出しテストを行っていくという予定で

ございます。

それから、財政に伴います申請でございますけれども、当初の計画の申請時点の内容について既に申請をさせていただいております、その内容についての承認の中で現在の繰上償還計画はなされており、それで承認をされております。

途中の中で内容が変わるについては、申請ではなくて報告という形のものでさせていただいておりますので、当初の申請どおりに進んでいるということの中で整理をさせていただいております。

以上です。

No.94 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにございませんか。

榊原杏子議員。

No.95 ○14番(榊原杏子議員)

そのシステム改修のプログラム変更の件で、何件というふうに、お聞きをしたかったこととしては、ちょっとかみ合わない部分があったと思うんですけど、パターンテストですとか、データテスト、言われたように本番移行作業ですか、そういうもろもろのもので何本の契約があるのかというような意味合い、幾つの作業があるのか。1,400件とか1万4,000とかそういうことでなくて、幾つのプログラム変更の項目、テストなりの項目がこの505万円の中に入っていて、そのうち料金の改定に係るシステムの改修費用だけを取り出すと、どのぐらいの費用になりますかということをお聞きしたかったので、お願いいたします。

No.96 ○議長(堀田勝司議員)

答弁を願います。

三治経済建設部次長。

No.97 ○経済建設部次長(三冶金行君)

現在の調定の件数等につきましては、約12万件が年間でございます。

そういう中のシステムの改修に伴いますデータ、それからそのテストでございます、先ほど申しましたように、その中におきますパターンテストにつきましては、データを作成しながらテストをし、さらに検証を行うというような形のもののシステムでございます。

システムのそのパターンのテストの中の件数につきましては、先ほども申しましたように、約12万件の中の1,400件ぐらいをパターンテストでさせていただくというように進めております。

それから、内容につきましては、繰り返し言いますけれども、プログラムを改修しながらシ

ステムのテスト、それから本番への移行の作業、さらには実際の検針のリスト作成をする
というような内容でございます。

以上です。

No.98 ○議長(堀田勝司議員)

ほかにご覧いませんか。

(進行の声あり)

No.99 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 76 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 77 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.100 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 77 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 78 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.101 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 78 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 79 号について質疑をお受けいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

No.102 ○議長(堀田勝司議員)

これにて、議案第 79 号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終結いたします。

ただいま、議題となっております議案 16 件は、豊明市議会会議規則第 37 条の規定により、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の各常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま、各委員会に付託されました議案審議のため、明 12 月 10 日から 12 月 18 日までの 9 日間を休会といたしたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

No.103 ○議長(堀田勝司議員)

ご異議なしと認めます。よって、明12月10日から12月18日までの9日間を休会とすることに決しました。

12月19日午前10時より本会議を再開し、委員長報告・同質疑・討論・採決を行います。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時58分散会